

# ご存じですか？

国民健康保険被保険者証で

## 臓器提供の意思表示ができます



### 臓器移植Q&A

「臓器を提供したくない」という気持ちも、「提供したい」という気持ちも、その意思表示がなければどちらともかなえることができません。

脳死後や心臓が停止した死後の臓器提供について家族で話し合い、臓器提供に関するご自身の気持ちを記入しておきましょう。



国民健康  
被保険者証

### ▼臓器提供意思表示欄の記載内容

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他（ ）
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
腎臓・膵臓・眼球・その他（ ）
- 私は、臓器を提供しません。  
(署名) (署名年月日) / /

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎6578 有線⑤7784

あなたの意思が尊重されるよう日ごろから臓器提供について家族と話し合い、その意思を被保険者証の臓器提供意思表示欄等に記入しておいてください(ご家族がいらない場合は本人が記入した意思表示が尊重されます)。

A 臓器提供はあなたの最期の迎え方の選択肢の一つです。その時期にあなたの意思を主治医などに伝える必要がありますが、自分の言葉で意思を伝えることは出来ません。  
また、臓器提供の最終承諾はご家族が行いますが、あなたが最期を迎えられるときご家族はその意思をあなたに確認することはできません。

Q 臓器提供の意思はどの時点で伝えればいいの？また、臓器提供について家族と話ししておくほうがいいの？

## 10月1日から変わります！

### 乳幼児福祉医療費助成制度

●就学前のお子さんがおられる方は、受給券の更新手続きをお願いします

滋賀県の乳幼児福祉医療費助成制度が10月診療分より一部改正されます。これにより、「福祉医療費受給券(乳幼児)」の福祉番号と様式が新しく変わるため、現在お持ちの受給券が10月1日から利用できなくなります。

#### ■受給券

新しい受給券の更新手続きについては、対象となる方に申請書を送付しますので、9月中に忘れずに住民課で手続きをお願いします。

- ◎現在の受給券は、有効期間にかかわらず、10月以降は使用できません。
- ◎オレンジ色の受給券は廃止となり、ピンク色で統一します。
- ◎県内受診は、原則として各医療機関で、受給券をご利用いただけます。
- ◎自己負担金制度は継続します。

#### 【通院】

1 診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)

#### 【入院】

1日当たり1,000円(月額14,000円限度)

#### ■対象者

平成12年4月2日以後に生まれた乳幼児(ただし、ほかの福祉医療費助成制度の対象となる乳幼児は除く)

### 乳幼児福祉医療費助成制度の概要

#### 【現行】

年齢	通院	入院
6歳	4歳児～就学前(町制度)	出生～就学前(県制度)
5歳		
4歳	出生～3歳児(県制度)	
3歳		
2歳		
1歳		
出生		

#### 【改正後】

年齢	通院	入院
6歳	出生～就学前(県制度)	出生～就学前(県制度)
5歳		
4歳	所得制限	所得制限
3歳		
2歳		
1歳		
出生		

※4歳児から就学前までの乳幼児の入院についても、受給券を利用できるようになります。

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎6578 有線⑤7784